

感染症届け出基準の改正

H26年5月12日から適用

感染症類	感染症	改正内容
二類	シフテリア	定義、届け出基準
	急性灰白髄炎	発生届けにワクチン接種歴の追加
四類	A型肝炎	発生届けにワクチン接種歴の追加
五類	ウイルス性肝炎(E,A型を除く)	発生届けにワクチン接種歴の追加
	先天性風しん症候群	母子手帳の記録、出生児の母年齢
	梅毒	届け出基準
	破傷風	発生届けにワクチン接種歴の追加
	風しん	24時間以内の保健所への報告
五類定点	マイコプラズマ肺炎	検査方法
	感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	検査方法

掲示場所

院内ポータル



マニュアル



感染管理室



II 感染症別対応



☆届け出基準

☆届け出様式

(全数)(定点)